

令和4年豊富町議会第1回定例会会議録

(会期 3月10日～16日 7日間)

令和4年豊富町議会第1回定例会は、豊富町議会議事堂に招集された。

1. 町長から提出された議案

- 議案第 5号 議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6号 町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 8号 豊富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9号 豊富町自家用有償旅客運送条例について
- 議案第 10号 新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の特例給付に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 11号 豊富町商工業活性化事業条例の一部を改正する条例について
- 議案第 12号 豊富町修学資金貸付条例の一部を改正する条例について
- 議案第 13号 公の施設に係る指定管理者の指定について（兜沼農村環境改善センター）
- 議案第 14号 公の施設に係る指定管理者の指定について（豊富町共同福祉施設）
- 議案第 15号 公の施設に係る指定管理者の指定について（豊富町農業施設）
- 議案第 16号 公の施設に係る指定管理者の指定について（豊富町担い手会館）
- 議案第 17号 豊富町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 議案第 18号 令和3年度豊富町一般会計補正予算について
- 議案第 19号 令和3年度豊富町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 議案第 20号 令和3年度豊富町後期高齢者医療事業特別会計補正予算について
- 議案第 21号 令和3年度豊富町国民健康保険診療所直診勘定特別会計補正予算について
- 議案第 22号 令和3年度豊富町簡易水道事業特別会計補正予算について
- 議案第 23号 令和3年度豊富町下水道事業特別会計補正予算について
- 議案第 24号 令和3年度豊富町介護保険事業特別会計補正予算について
- 議案第 25号 令和3年度豊富町介護サービス事業特別会計補正予算について
- 議案第 26号 令和3年度豊富町ガス事業会計補正予算について
- 議案第 27号 令和4年度豊富町一般会計予算について
- 議案第 28号 令和4年度豊富町国民健康保険事業特別会計予算について
- 議案第 29号 令和4年度豊富町後期高齢者医療事業特別会計予算について
- 議案第 30号 令和4年度豊富町国民健康保険診療所直診勘定特別会計予算について
- 議案第 31号 令和4年度豊富町簡易水道事業会計予算について
- 議案第 32号 令和4年度豊富町公共下水道事業会計予算について
- 議案第 33号 令和4年度豊富町介護保険事業特別会計予算について
- 議案第 34号 令和4年度豊富町介護サービス事業特別会計予算について

議案第 35 号 令和 4 年度豊富町ガス事業会計予算について

議案第 36 号 権利の放棄について（水道料金債権）

2. 議事日程

議事日程	第 1 号	3 月 10 日（木）	午前 10 時 00 分開議
日程 1.		会議録署名議員の指名	
日程 2.		会期の決定	
日程 3.		町長の一般行政報告及び令和 4 年度町政執行方針	
日程 4.		教育長の令和 4 年度教育行政執行方針	
日程 5.		一般質問	
日程 6.	陳情第 1 号	グループホーム和ごころ施設賃貸料の減免の陳情について（株式会社 和ごころ）	
日程 7.	陳情第 2 号	グループホームはまなす施設賃貸料の減免の陳情について（株式会社 栄光福祉会）	
日程 8.		町長の提出議案の理由の説明	
日程 9.	議案第 5 号	議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	
日程 10.	議案第 6 号	町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について	
日程 11.	議案第 7 号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	
日程 12.	議案第 8 号	豊富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	
日程 13.	議案第 9 号	豊富町自家用有償旅客運送条例について	
日程 14.	議案第 10 号	新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の特例給付に関する条例の一部を改正する条例について	
日程 15.	議案第 11 号	豊富町商工業活性化事業条例の一部を改正する条例について	
日程 16.	議案第 12 号	豊富町修学資金貸付条例の一部を改正する条例について	
日程 17.	議案第 13 号	公の施設に係る指定管理者の指定について（兜沼農村環境改善センター）	
日程 18.	議案第 14 号	公の施設に係る指定管理者の指定について（豊富町共同福祉施設）	
日程 19.	議案第 15 号	公の施設に係る指定管理者の指定について（豊富町農業施設）	
日程 20.	議案第 16 号	公の施設に係る指定管理者の指定について（豊富町担い手会館）	
日程 21.	議案第 17 号	豊富町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について	
日程 22.	議案第 18 号	令和 3 年度豊富町一般会計補正予算について	
日程 23.	議案第 19 号	令和 3 年度豊富町国民健康保険事業特別会計補正予算について	
日程 24.	議案第 20 号	令和 3 年度豊富町後期高齢者医療事業特別会計補正予算について	
日程 25.	議案第 21 号	令和 3 年度豊富町国民健康保険診療所直診勘定特別会計補正予算について	
日程 26.	議案第 22 号	令和 3 年度豊富町簡易水道事業特別会計補正予算について	
日程 27.	議案第 23 号	令和 3 年度豊富町下水道事業特別会計補正予算について	
日程 28.	議案第 24 号	令和 3 年度豊富町介護保険事業特別会計補正予算について	
日程 29.	議案第 25 号	令和 3 年度豊富町介護サービス事業特別会計補正予算について	
日程 30.	議案第 26 号	令和 3 年度豊富町ガス事業会計補正予算について	
日程 31.	議案第 27 号	令和 4 年度豊富町一般会計予算について	
日程 32.	議案第 28 号	令和 4 年度豊富町国民健康保険事業特別会計予算について	

- 日程 33. 議案第 29 号 令和 4 年度豊富町後期高齢者医療事業特別会計予算について
- 日程 34. 議案第 30 号 令和 4 年度豊富町国民健康保険診療所直診勘定特別会計予算について
- 日程 35. 議案第 31 号 令和 4 年度豊富町簡易水道事業会計予算について
- 日程 36. 議案第 32 号 令和 4 年度豊富町公共下水道事業会計予算について
- 日程 37. 議案第 33 号 令和 4 年度豊富町介護保険事業特別会計予算について
- 日程 38. 議案第 34 号 令和 4 年度豊富町介護サービス事業特別会計予算について
- 日程 39. 議案第 35 号 令和 4 年度豊富町ガス事業会計予算について
- 日程 40. 議案第 36 号 権利の放棄について（水道料金債権）

3. 出席議員（10名）

議 長	1 番	千 葉	久 君
	2 番	水 戸 部	正 博 君
	3 番	竹 中	隆 浩 君
	4 番	小 笠 原	照 美 君
	5 番	佐 々 木	誠 君
	6 番	佐 々 木	政 義 君
	7 番	前 田	孝 一 君
	8 番	多 々 良	勝 君
	9 番	鎌 倉	和 雄 君
副 議 長	10 番	大 島	憲 昭 君

4. 欠席議員（0名）

5. 出席説明員

町 長	河 田	誠 一 君
副 町 長	小 泉	幸 一 君
総 務 課 長	山 田	和 孝 君
財 政 課 長	水 戸 部	伸 也 君
保健推進課長	小 泉	貴 裕 君
町 民 課 長	鈴 木	充 君
建 設 課 長	能 登 屋	将 宏 君
商工観光課長	山 内	英 夫 君
農林水産課長	西 村	忠 君
教 育 長	岡 本	誠 也 君
教 育 次 長	石 川	博 章 君
会 計 管 理 者	清 水	智 絵 君
保 育 園 々 長	福 島	剛 君
診 療 所 事 務 長	皆 戸	朋 生 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	井 上	具 則 君

消防支署長 齋藤敏弘君

6. 出席議会事務局職員

局長 清水日出晃君

書記 西村奈那子君

議事経過は、次のとおり

(ベル)

(午前10時00分開議)

議長(千葉久君)

おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから本日をもって招集されました、本年第1回定例町議会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程1、会議録署名議員の指名を行います。

今回の署名議員は、6番、佐々木政義議員、7番、前田議員にお願いいたします。

日程2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期については、3月3日、議会運営委員会において協議検討の結果、本10日より16日までの7日間とすることに意見の一致を見ております。

会期は7日間とすることにご異議ございませんか。(「なし」の声あり)

ご異議なしと認め、会期は7日間に決定されました。

次に、議長の諸般の報告であります。一般事項につきましては、別紙配付の報告書のとおりであります。

議長が出席した諸会議等について、これより報告をいたします。

令和3年12月の第4回定例議会後における議長の諸般の報告であります。概要につきましては、お手元に配付の報告書のとおりであります。

主な件についてご報告申し上げます。

1月18日、稚内市で宗谷町村議会議長会定期総会が開催されました。主な協議内容につきましては、令和2年度の決算の認定と令和4年度予算の審議で、原案どおり可決されております。

なお、今年度の管内議員研修会は、今後の新型コロナ感染状況を鑑みて昨年度は中止になりましたが、引き続き浜頓別町において開催予定とし、また、全道の議員研修会は、7月6日に札幌市において開催されることが決定しております。

以上で私の報告を終わります。

なお、議長会の資料につきましては、事務局のほうに保管してありますので、ご自由にご覧いただきたいと思います。

日程3、町長の一般行政報告及び令和4年度町政執行方針に入ります。河田町長！

町長(河田誠一君)

行政報告をさせていただきます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症関係について申し上げます。

1月27日から2月20日まで北海道に適用されていた、まん延防止等重点措置は、道内において急速に感染が広がり、感染

拡大が続いたことから3月6日まで適用が延長され、さらに、新規感染者数は減少傾向にあるものの、病床使用率が高止まりしている状況などから、3月21日まで適用が延長されたところであります。

宗谷管内でも感染が広がり、本町においても1月20日から感染者が発生し、複数の感染源から家庭内感染が広がり、2月末現在で、役場職員を含め15名の感染者が確認されており、本町としては、報道関係機関・豊富町ホームページ・SNS及び新聞折り込みや町内回覧などにより、公共施設の利用制限や3つの密の回避など、基本的な感染防止対策・不要不急の外出及び感染拡大地域への往来を控えるなど、感染拡大予防の徹底について町民の皆様にご協力をお願いしてきたところであります。

いまだ全道的に感染者の発生が発表されていることや、より感染力が強い「BA. 2オミクロン派生株」が道内でも感染確認がされている状況なども踏まえ、町民の皆様の安心安全な暮らしを守るため、町民の皆様の3回目のワクチン接種を押し進めるとともに、これまで以上に感染防止対策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、町民の皆様には引き続きご協力をお願い申し上げます。

次に、令和4年2月18日に開催されました、第1回西天北五町衛生施設組合議会定例会についてご報告をいたします。

本会議に先立ち開催されました全員協議会では、2点について説明を受け協議を行いました。

1点目は、「一般廃棄物処理施設整備スケジュール（案）」についてですが、現在使用している最終処分場は、平成29年度に1段目のかさ上げ工事を行い、計画では2段目までかさ上げ工事を行い、その後は、新たな最終処分場を建設することとし、また、クリーンセンターについては竣工から19年が経過しており、毎年機械の修理や点検をしながら処理を進めているが、今後も生ごみやし尿処理を安定的に行うには大規模な改修工事が必要となり、これらの工事を循環型交付金や起債などを活用し各町の負担を抑えつつ、各年度の負担を分散するためのスケジュール案について説明を受けました。

2点目は、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」についてですが、海洋プラスチックごみ問題や気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化などへの対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっていることから、プラスチック資源循環の取組を促進するための措置を講じたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が今年4月1日から施行され、プラスチックの資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するため、プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮計画設計、ワンウェイプラスチックの仕様の合理化、プラスチック廃棄物の分別収集、再資源化等の基本方針を策定し、市町村が関わる分別収集については、容器リサイクル法のルートを活用した再商品化が可能となり、製品プラスチックも同じように、リサイクル協会を通じ搬出することとなりました。

今後予定している最終処分場のかさ上げ工事、新たな最終処分場の建設にあたり、循環型交付金事業を活用する場合、プラスチック資源の分別収集が交付金の要件となっており、令和6年度までには、製品プラスチックの分別収集の実施を予定し、また、住民への周知については、分別の実施にあたりごみガイドブックの改定も必要となるなど、分別開始に向けて進めることについて説明を受け承認をしております。

続いて、開催されました本会議では、令和3年度一般会計予算の1月末の執行状況のほか、本年度事業の推進状況について報告を受けております。

次に、議案第1号として1,639万8,000円を減額し、歳入歳出それぞれ5億6,499万4,000円とする令和3年度一般会計補正予算を原案どおり可決、次に議案第2号として、令和4年度一般会計予算については、歳入歳出それぞれ5億6,623万円、対前年比1,440万9,000円増の計上額で原案どおり可決をしております。

次に、本年度各会計に計上されております、請負工事の発注状況についてご報告をいたします。

令和3年度における各会計の工事請負費の予算総額は、5億8,418万円でございます。

2月末現在での契約件数は66件、5億4,308万9,910円で、予算総額に対して92.97%の発注率となっております。工事の発注につきましては、全て完了をしております。

最後に、12月定例議会以降の主な出張用務につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、様々な会議等につきましては書面や、ZOOMでの対応となったところであります。

以上で行政報告を終わります。

続いて、執行方針を発表いたします。

令和4年第1回豊富町議会定例会の開会にあたり、町政執行に対する私の所信と施策の対応について申し上げます。

私にとって本年は任期最終年度になりますが、この間、町民の皆様からいただいた温かいご支援と、議会議員皆様から賜りましたご理解に心から深く感謝を申し上げます。

世界的に長引く新型コロナウイルス感染症により、経済など大変厳しい状況がまだ続いております。このような状況の中で、私は積極的に新型コロナウイルス感染対策を進めるとともに、就任以来一貫して町民の皆様が笑顔で「健康に暮らせるまち」「子供たちが健やかに育つまち」「小さくても活気のあるまち」を基本理念に努めてまいりました。

新型コロナウイルス感染拡大が始まり、早くも2年が経過をいたしました。町民皆様のご協力をいただきながら、マスクの配布やワクチン接種などの感染対策や、商品券など経済対策を行ってまいりましたが、いまだに出口の見えない中で、ブースター接種などさらなる感染対策や経済対策として昨年度当初予算を3割ほど上回る公共事業投資を行います。

国民の総意である新型コロナ感染の早期の終息を願い、私たちもしっかりと努力をしてまいります。

次に、私の政策目標である子育て支援について申し上げます。

コロナ禍で停滞をいたしました。現在進めている子育て支援の継続と更なる検討を、皆様のご意見をいただき進めてまいります。

また、保育園の充実と保育士の確保や、保育の質の向上に向け、電子化を進めてまいりたいと考えております。

また、病児保育の実現に向け検討を始めてまいります。

次に、空き家・廃屋の整理を推進してまいります。

近年、都市部でも問題になっております空き家ですが、当町でも多くの空き家の整理が出来ずに、近隣の住宅に危険が及んでいますし、衛生上の問題や交通の障害、景観上もよろしくありません。空き家対策は非常に専門性を必要としますので、空き家対策特別措置法など法令を遵守し弁護士との協力を得て、粛々と進めてまいります。指導等に応じていただけない方には、行政代執行も含め真摯に取り組んでまいります。

次に、基幹産業である一次産業の振興と担い手育成を推進いたします。

新型コロナの影響が、当町の酪農業にも影響が出ております。生産抑制により、生乳の生産に制限がかけられておりますので、牛乳の消費拡大に向けての対策をJA北宗谷様と協力し進めてまいります。

また、次世代へつなぐ省力化農業支援事業継続と、関係団体と協議・協力のもと、酪農業の担い手育成を進めてまいります。新規就農者の募集をさらに増やすために、セコマ様にご協力をいただき、道東を除く全道の店舗に募集ポスターを掲示していただき、すそ野を広げてまいります。

酪農生産基盤は、農林水産省の農村総合整備事業などや北海道の各種助成事業を有効に利用し、進めてまいります。特に、今後必要となるバイオマスは様々な角度で研究し検討をいたします。

水産業は、稚咲内地区の生活館新築工事の設計を今年度開始をいたします。

また、地区の交通体系の精査、公営住宅の整備も行い、新規就漁者制度も新設いたしましたので、新規漁業者の受入れ体制の強化を進めます。

また、水産業振興事業も含め、漁業者と持続可能な水産産業化を官民一体となって考えていきます。

林業においては森林環境税を有効に活用し、森林整備を推し進めます。

次に、商工業活性化について申し上げます。

創設以来、好評をいただいております商工業活性化事業を継続し、さらなる利便性を検討をいたします。

また、本年度は様々な企業様と検討している新規事業の答えがいただける時期になると思っております。積極的に新規企業の誘致を進めていきたいと思っております。この中には国家的な事業も含まれ、期待をしているところであります。

また、天然ガスの有効利用でエアウォーター様のカーボンナノチューブの製造や飛塚園芸様の薬草栽培など、積極的に挑戦をするとともに、新しいエネルギーと総合的な開発を進め、豊富町エネルギー革命と脱炭素社会の構築をいたします。

また、コロナ感染で減少した観光客や湯治客に豊富町の魅力を観光協会様や温泉街の皆様とともに、情報発信を行いたいと思っております。

また、テレワークやワーケーションを温泉街に根づかせる検討を進めてまいります。

次に、ライフラインですが、老朽化した簡易水道管路の更新や修復の必要な町道など、社会資本総合交付金や農村総合整備事業など、優位な事業によりインフラ整備を進めてまいります。財源の問題もあり、しっかりと優先順位をつけて行います。

特に、簡易水道は管路延長も長く、多くの費用がかかることが予想され、今年度より企業会計に移行し収支バランスが重要視されることから、次世代に継承するためには、町民の皆様にご負担をお願いすることの検討をしなければなりません。

次に豊富高校存続に向け、制服等の支援を行ってきましたが、まだ安定的に生徒20名の確保に至っていないのが現実であります。今年度は幌延町等より入学生があり、20名程度の新入生になる見込みです。

また、今年度は、情報端末の購入費用の助成を行っていきます。しかし、経済的な助成だけでは限界があると思っておりますので、高校まで一貫した教育制度の構築を目指し、学習塾やスポーツ指導者の育成とスポーツを通じた教育のシステムの検討を進め、高校の存続を図ります。

次に、福祉についてですが、高齢者・障害者のバリアフリー支援を進めます。現在、高齢者の車のない方には、タクシー券を配布させていただいております。今後も、免許の返納などで、移動手段に困らぬように、地域交通の精査を行い、オンデマンド方式の交通網の構築を目指していきます。

また、年齢を重ねると、子育て時代に建てた住宅の除雪や暖房費など管理が大変になってきた方々に、ケアハウスのような健康管理ができる集合住宅に住んでいただき、子育て世代の方々に住宅を提供していただき、住宅の好循環ができれば空き家対策になるとも考えております。まだ先の計画ですが、早期に検討したいと思っております。

また、マイハート様とグループホームの協議を進めるとともに、農福連携により、農業を通じた共生社会の実現を指していきたいとも考えております。現在、耕作放棄地もあり、薬草の栽培や農作物の栽培を希望する企業もおりますので、十分に実現可能かと思われまますので、マイハート様と将来に向け協議を進めてまいります。

次に、豊富国保診療所ですが、町民の皆様が安心して暮らせるための中核施設です。

また、地域包括ケアシステムの中心であり、柴崎所長、宇久村副所長の2名の固定医のご尽力により、町民の健康管理をしていただいております。町民の皆様からも親しまれ大変ありがたいことです。

柴崎所長も現状に満足することなく、昨年は三樹会泌尿器科病院と連携し、泌尿器の診療を開始し、好評をいただきました。診療回数を増やしてくださいとのご要望がございますが、三樹会の都合もありますので、今後検討をしていただきます。高齢化社会に向け昨年、訪問看護を開始しておりますし、今年度は、介護機能病床の検討に入ります。

町民皆様の健康管理のための進化を続けていきます。

次に、近年の異常気象に対応するために災害に強いまちづくりを進めます。

今年も降雪量が多く、年明けには吹雪で停電と交通障害が起きました。地域の皆様のご協力で何とか難を逃れましたが、

分析をいたしますと日頃の準備が必要であります。順次災害対策品の備蓄を危機対策係を中心に進めております。

本年度も様々な災害に対応すべく、ハザードマップによる早期の避難指示や避難所の開設、災害対応の啓蒙活動など、災害対応訓練を行います。新型コロナ感染も一種の災害と捉えており、危機対策係を中心に感染対策を行っていきます。皆様のご協力をいただき、しっかりと感染防止に努めてまいります。

皆様にご支援をいただき、豊富町のかじ取り役をさせていただいております。就任以来、終始一貫、「主権町民」の考えは変わっておりません。新型コロナ感染症の影響で、まちづくり懇談会を開催出来ませんでした。今年度はしっかりと感染対策を行い、開催したいと考えております。いただいた皆様のご意見をしっかりと町政に反映してまいります。

以下、具体的な施策に取り組んでまいります。

初めに、行財政改革の推進について申し上げます。

常に町民の皆様と情報共有が図られ、迅速な事務事業の執行が図られる組織体制の整備に努めてまいります。

次に、まちづくりの推進について申し上げます。

引き続き、自主的なまちづくり活動などに対し支援を進めてまいります。

次に、町民皆様との対話によるまちづくりについて申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、令和3年度も町政懇談会の開催はかないませんでした。今後も、より多くの町民の皆様や団体等のご意見などをいただくための場を設け、行政と町民の皆様との情報共有などが図られるよう努めてまいります。

次に、財政について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症による影響もあり、地域経済はさらに厳しさが増している状況であります。町財政も、地方交付税などの見込みが難しい状況の中で、引き続き厳しい状況が予想されますが、自主財源のさらなる確保に努めるとともに、地域経済の状況にも十分配慮し、継続的な自立の自治体運営が図れるよう努めてまいります。

次に、防災対策について申し上げます。

本町においては、特に大雨による被害が懸念されることから、引き続き、地域防災計画の見直しやハザードマップを活用した防災講話の継続、定期的な避難訓練に努めてまいります。

また、防災情報の速やかな伝達が行えるよう、戸別受信機の設置を段階的に進めてまいります。

次に、消防関係について申し上げます。

地域における安全安心の確保のためには、組織力と機動力を最大限に発揮し、あらゆる災害への迅速・的確に対処するとともに、社会環境の変化による多種多様な消防需要に応えるため、消防団との連携強化による地域の総合的な防災力体制の充実を目指してまいります。

救急業務につきましては、高齢化社会や疾病構造の変化などに伴い、高度化する救急需要に対応するため、医療機関と連携し、救急体制の充実強化を図ってまいります。

次に、安心安全な地域づくりについて申し上げます。

近年、特に特殊詐欺が増加している状況を鑑み、高齢者世帯の犯罪被害の防止を図るため、被害の未然防止に有効な機器購入に対し、一定の支援を行ってまいります。

また、今後も引き続き、防犯ステーションの指定や青色回転灯を積載した車両による、巡回防犯パトロールの実施など、関係機関・団体と連携し、地域ぐるみで防犯活動に取り組んでまいります。

次に、空き家対策につきましては、空き家等対策計画に基づき所有者責任を基本とし、防犯や衛生・景観の保全のため、空き家等の適切な管理と利活用の促進を図ります。

次に、交通安全対策について申し上げます。

交通事故死ゼロ1500日を目標に、関係機関・団体と連携・協力し、交通安全意識の普及、浸透に努め、正しい交通ルールの遵守・実践を促し、交通事故防止に努めてまいります。

次に、住民福祉の安定と向上について申し上げます。

町民の皆さんが生涯にわたり健康で安心して暮らせるバリアのない希望の持てる福祉社会の実現を目指してまいります。

また、障害者が地域で安心して日常生活や社会生活を送ることができるよう、相談支援等各種事業を充実するため、関係団体との連携強化を図ってまいります。

次に、子ども子育てについて申し上げます。

次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つことができるよう、子育てに必要な費用に対し、一定の支援を行うとともに、子育てに関係する手続きや相談窓口の一元化を図り、子育てにおける不安軽減などの支援に努めてまいります。

次に、児童福祉について申し上げます。

常設保育園につきましては、地域に開かれた保育施設として、子どもたち一人ひとりの個性と健全な心身の発達に沿った保育に努めてまいります。

また、地域の方々との交流事業、地域子育て支援センター事業では、子育て相談など保育園に通園していないお子さんと保護者の交流拠点となるよう、一層の充実を図ってまいります。

また、幼児の発育助長に努める母子通園センター事業や、心身の発達に不安がある幼児や家族に対し、専門の指導員による療育指導を行う早期療育通園センター事業を継続してまいります。

次に、町民が健康で安心して暮らせるまちづくりについて申し上げます。

まず第一に、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種については、国の新型コロナウイルス接種体制確保事業に基づき、希望する町民の皆様に迅速かつ適切に実施できるよう、関係機関などと連携しながら進めてまいります。

地域社会における少子・高齢化は、本町においても大きな課題となっております。町民の健康保持増進については、各種健康診査の受診勧奨を行い、成人病の予防や疾病の早期発見・早期治療に努めるとともに、各種がん検診事業の継続や予防接種事業を初め、各種制度の周知と勧奨を図り、町民の皆様の健康づくりの支援に取り組んでまいります。

さらに、健康教育や保健指導の充実を図り、健康に対する自己管理意識の普及に努めるとともに、妊婦健診交通費助成や不妊・不育症治療費助成を継続してまいります。

また、高齢者の生活や生きがい活動などの支援につきましては、豊富町高齢者保健福祉計画第8期介護保険事業計画の取り組みを推進しながら、多様化する高齢者の実態に対応する支援の充実を目指し、介護予防や安否確認などの生活支援事業を積極的に取り組んでまいります。

次に、国民健康保険事業では、都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村とともに国保の共同保険者として取り進めているところでありますが、引き続き、医療費の適正化など関係機関と連携を図り、国保を将来にわたって安定的に運営できるよう努めてまいります。

後期高齢者医療制度につきましても、北海道後期高齢者医療広域連合と連携しながら、円滑な事業運営に努めてまいります。

次に、診療所の運営について申し上げます。

医療の提供体制につきましては、引き続き2名の医師を中心に、看護職や診療所スタッフの定着を図るとともに、検査機器等の更新を進め、医療サービスの向上に努めてまいります。

また、在宅療養・在宅介護を支えるため、地域包括ケアシステムの医療として、訪問診療、訪問看護のサービスの充実を

図ってまいります。

今後も、スタッフ一丸となり、町民の皆様から信頼される診療所を目指してまいります。

次に、農業の振興について申し上げます。

本町の農業・酪農業は、基幹産業として重要な役割を果たしております。そのため、これを支える良質な自給粗飼料の確保や、安全安心の農畜産物の供給を図るため、各種の農業農村整備事業を計画的に取り組んでまいります。

また、各種補助事業を活用し、JAや既存組織との連携はもちろんのこと、就農意欲の向上を図るため、豊富ブランドである豊富牛乳の生産力アップと酪農のバックアップ体制の確立に努めてまいります。

また、本年度も引き続き、少しでも長く営農を続けていただけるよう、45歳以上の後継者のいない農業経営者に対して、施設の改修や省力化設備の導入に、一定の支援を行ってまいります。

次に、林業振興について申し上げます。

本町面積の約5割を占める森林について、計画的な森林施業を実施してまいります。

森林所有者に対しては、森林環境譲与税等を活用しながら、適切な森林整備を推進するため、森林組合と連携して森林施業の集約化など、効率的な森林整備に取り組んでまいります。

次に、漁業振興につきましては、水産資源の回復と生産の増大を図るため、ホッキ母貝やヒラメの放流事業に取り組んでまいります。

また、本町の水産業においても、担い手不足は深刻化しており、新規就業者の確保のため、地元漁業者と協議を進めるとともに、関係機関などと連携を図ってまいります。

次に労働対策でございますが、近年、全国的な労働者不足は本町においても同様な傾向が見られ、各事業所においても、人手の確保が大きな課題となっております。

そのため、1人でも多くの雇用が図られるよう、地域の特色を生かした産業の創出や人材の育成など関係機関とも連携し、労働力の確保と雇用の促進に努めてまいります。

次に、商工業の振興についてであります。

豊富町商工会を基軸に民間活力の結集と商店街活動に努力していただいている中、これらの自助努力に対して、平成28年4月に制定いたしました豊富町商工業活性化事業条例について、引き続き令和3年度から令和7年度までの5年間を事業期間として、今後も補助金を積極的に活用いただけるよう努めてまいります。

また、今後の新型コロナウイルスの感染状況を見極めつつ、町民の皆さんや事業者に対しての支援も含め、切れ目のない経済対策を検討してまいります。さらに、資金融資保証料や利子補給も継続して行い、商工業の活性化に努めてまいります。

次に、観光振興と自然エネルギーの有効活用についてであります。

本町の豊かな自然環境と豊富な資源は、町民の皆様と関係機関等の努力により育まれてまいりましたが、今後も、サロベツ湿原の保全と再生を促進し、自然再生事業と連携した取り組みの拡充を目指してまいります。

また、豊富温泉の振興につきましては、豊富温泉の効能を全国に発信し、より多くの湯治客を迎えることのできる温泉地として、新型コロナウイルス感染症対策を行いながら振興を図ってまいります。特に、その中心施設であるふれあいセンターは、道内で唯一の温泉利用型健康増進施設であることから、町民の皆様も湯治客の皆様も温泉を利用した健康づくりなどができる場となるよう検討を進めてまいります。

天然ガス事業につきましては、1日約8,000m³を生産しており、国内でも大変珍しい天然ガスのエネルギーでありますので、豊富鉱山の管理に万全を期するとともに、天然ガスの有効活用を進めてまいります。

また、町内で計画が進んでいます、風力発電や修徳地区蓄電池設備事業などとの連携を密にし、町内経済の活性化につな

げられるよう努めてまいります。次に、建設関係について申し上げます。

本町と稚内間の一般国道40号については、防雪柵の設置や冬季間の安全な交通が確保されるよう要望しており、結果、計画的な整備が進められております。

また、幌延、天塩間の一般国道40号線天塩防災工事をはじめとする北海道縦貫自動車道の早期完成とともに、関連する道々の整備促進も含め、今後も各種期成会と連携し、関係機関等に要望してまいります。

一方、町道の整備については、豊富町第5次まちづくり計画に基づき整備を進めるとともに、橋梁長寿命化修繕計画の策定により、老朽化した橋梁の長寿命化を図ってまいります。

また、道路や構造物の計画的補修を実施し、地域道路網の安全性・信頼性を確保してまいりたいと考えております。また、冬季除雪につきましては、民間委託により交通車輛の安全で快適な走行と歩行者の安全確保に努めてまいります。

次に、公営住宅等の整備でございます。

公営住宅等長寿命化計画に基づき、老朽化した住宅の改修整備の必要性から、計画的に改善、維持保全に努めてまいります。

また、戸建て住宅の対策として、住宅リフォームやサロベツ住宅の普及、一般住宅の新築についても、継続した支援を行い、地域に住み続けられる住環境の整備を促進してまいります。

次に、水道事業について申し上げます。

町内における簡易水道事業は、近年、水道施設の老朽化や、水位低下による取水量の低下、機器の故障が多くなっている状況であります。恒常的に安定した給水を行うため、新たな水源を確保し、施設の更新や耐震化に向けた整備を促進してまいります。現在、計画的にポンプ場施設や管路の更新事業を進めておりますが、今後も、経年劣化が進行している管路やポンプ場施設の更新を計画的・効率的に進めるために、水道料金の見直しも視野に入れた業務を進めているところであります。

今後とも、健全な水道事業会計を維持し、安定供給に努めてまいります。

次に、下水道事業について申し上げます。

下水道終末処理場の適切な維持管理・運営を図るための調査を実施しており、今後は、「ストックマネジメント基本計画」により、施設の適切な維持管理、健全な事業運営に努めてまいります。

また、水道料金と合わせた下水道使用料の見直しに向け、中長期を見通した収入確保と、支出削減に関する方策等について、検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、公共施設の管理運営等について申し上げます。昨今の厳しい財政状況の中で、人口減少や公共施設の老朽化等により、公共施設の適正な管理運営が求められていることから「公共施設等総合管理計画」に基づき、長期的な施設の更新、統廃合、修繕、長寿命化改修など、計画的に取り組み、公共施設等の適正な管理運営を行ってまいりたいと考えております。

以上、今後の町政に臨む、私の所信と施策の概要を申し上げましたが、これらの施策の実現のためには、町議会並びに町民皆様のご理解とご協力が必要でございますので、今後もより一層のご支援を賜りますよう、切にお願いを申し上げまして、令和4年度町政執行方針といたします。

議長（千葉 久 君）

以上で町長の一般行政報告及び令和4年度町政執行方針を終わります。

日程4、教育長の令和4年度教育行政執行方針に入ります。岡本教育長！

教育長（岡本 誠也 君）

それでは、令和4年第1回豊富町議会定例会の開会にあたり、教育委員会の所管する教育行政執行の主要な方針について述べさせていただきます。

さて、今、まさに社会環境が大きく変化する中で学校現場において、令和の日本型学校教育の構築を目指した新学習指導要領の着実な実施、ICTを活用したGIGAスクール構想の実現、学校における働き方改革の推進を基本に、第5次豊富町まちづくり計画、豊富町総合教育大綱、豊富町教育推進計画の趣旨を踏まえ教育振興に向け取り組んでまいります。この中で、今年度、主要とされる項目について述べさせていただきます。

学校教育においては、期待と信頼による学校づくりの推進でございますが、地域に開かれ信頼される学校を実現するためにも、学校運営協議会制度を活用し、保護者や地域住民の意見や要望を反映させ、学校・家庭・地域の共通理解を深め、学校の信頼と魅力向上に努めてまいります。

兜沼小中学校につきましては、継続した小規模特認校を推進し、令和4年度において小学校では1学年から6学年の児童は15名、中学校1学年3名となり、児童生徒数18名の在籍により、道費負担事務員が新たに配属となっております。今後も、地域の協力を得ながら、小規模校の特色を生かした学校経営に努めてまいります。

次に、社会で生きる確かな学力、資質、能力の育成では、義務教育9年間を見通し、指導の個別化や、学習の個性化を重視し、子供一人一人に応じた学習指導を実践してまいります。それには、主体的・対話的で深い学びの視点から、何を学ぶかだけでなく、何ができるようになるかも重視した授業改善を行い、社会に生かそうとする学びに向かう力や、未来に対応できる思考力、判断力の育成に努めてまいります。

学力向上に向けた取り組みとしては、ICTを活用とした学習用アプリの導入により、個々の理解度を分析し、主体的・対話的で深い学びを推進してまいります。

また、アプリの導入により、業務の改善にもつながることから、学校における働き方改革の推進に努めてまいります。

さらに、基礎学力の向上をねらいとする公設学習塾では、北星学園大学の協力や高校生の協力を得て、オンラインでの学習も取り入れ、中学生による塾の活用も推進してまいります。

次に、特別支援教育の充実ですが、特別に支援を必要とする児童生徒に対し、個々の力が最大限に発揮される教育の推進や、特別教育支援員の継続した配置により、一人ひとりの得意・不得意を理解した教育や支援を行ってまいります。

次に、主体的に考え判断する豊かな心の育成については、学習用アプリの導入により、新型コロナウイルス感染症等での長期休業も考えられることから、家庭内でのタブレットを活用した学習により、主体的に学ぶ姿勢から、何ができるようになるかを基本に、考え、判断する能力の育成に努めてまいります。また、学習指導に対しても、一方的に教えるのではなく、児童生徒に問いかけ、対話を重視した指導工夫に努めてまいります。

次に、人生の基盤となる健やかな体の育成ですが、令和4年度より教育委員会事務職員として、新たに健康運動指導士を配置し、小・中・高の各学校における体育事業や部活動及び地域住民に対し、個々の心身の状況に応じた安全で効果的な運動機能の向上を図り、生涯を通じた個々の健康づくり、体力づくりを実践してまいります。

また、いじめを含め、児童生徒の様々な問題行動等への対応については、保護者や関係機関と連携し、人として絶対に許されないとの強い認識を持たせる指導に徹底してまいります。

次に、学びを生かす教育環境づくりの推進について、近年、児童生徒の減少により高校の小規模化や再編などが進む中、小・中・高との連携の在り方についても、各小中学校と豊富高校との繋がりを強め、高校までは豊富で学習できる環境を認識してもらうなど、学校間交流を推進してまいります。

豊富高校の存続に向けた取り組みも通学費の助成や各種検定料の助成、修学資金の貸付けや入学生の保護者に制服、上靴、指定ジャージの助成を継続しておりますが、令和4年度より新たに新入生へのタブレットの購入費用の助成を行ってまいり

ます。

また、小中学校においては、通信末端環境も整備され、令和4年度から小学校において、電子化による副読本の活用を行います。今後、ICTを活用した、教材を積極的に導入してまいりたいと考えております。

最後に、未来の豊富をつくる人づくり・地域文化の創造について申し上げます。

豊富町の歴史や地域産業など、気軽に学ぶことができるよう、関係団体の協力を得て、社会教育活動の推進を図ってまいります。

また、令和の新しい時代において、社会教育事業や社会体育事業の新たな取り組みの発掘や文化活動や体育活動を支える人づくりの育成に向けた取り組みを展開していきたいと思っております。

子どもは、全てかけがえのない地域の財産であります。本町が、継続して発展していくには、経済や産業と地域を支える人づくりが重要であり、地域産業の担い手の育成と確保、さらには、地域活動や文化活動を支える人づくりに向けた取り組みを展開するために、引き続き、家庭・学校・地域・行政が相互に連携し、町民自らが主体的に学べる生涯学習社会の構築に努めてまいります。

以上、令和4年度豊富町教育行政に関する主要な方針について申し上げます。

教育委員会といたしましては、全ての子どもが夢の実現に向けて力強く成長できるよう、また、町民皆様が生きがいを持って暮らせる町に向けて全力で取り組んでまいりますので、町民皆様はじめ、町議会の皆様には、特段のご支援、ご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます、令和4年度教育行政執行方針といたします。

議長（千葉 久 君）

以上で、教育長の令和4年度教育行政執行方針を終わります。

日程5、一般質問に入ります。

質問通告者は、別紙配付のとおりであります。

通告に従い、発言を許可いたします。9番、鎌倉議員！

9番（鎌倉 和雄 君）

一般質問をいたします。

町長がね、就任されてから3年が経過しようとしておりますけれども、その間の人口減少、この3年って押さえ方がいいのかどうかは別にしまして、184人減少しています。年間平均でいきますと約61人が減少していることとなり、主な原因は、死亡・出生等の比率もありますけれども、やはり、商店街等の閉店等によるものもあるかと思っております。そこで、下記の3項目について町長の施策を伺います。

ここ数年間、自転車屋さん、花屋さん、薬屋さん等々がなくなり、町民は稚内等に交通費をかけて購買をしているところなんです。交通弱者には1日掛かりの行動となり、大変だと思います。新型コロナウイルスのまん延が終息しないこの時期、命の危険性もあります。そこで、町は商工会ともタッグを組み、小中規模企業の誘致等を含め企業を支援すべきだと思いますので伺います。

2点目です。

人口減少化でありますけれども、就労の場を豊富町に求める方々がおります。これらの方々は、豊富町に公営住宅入居希望等があるものの、入居条件が合致しない、戸建ての住宅を希望する方々もいますので、充足されていない状況です。そこで、これらの要望に応える空き町営住宅の修繕と、戸建住宅の買い上げ等施策を講じられないのか伺います。

3点目です。

先に、高校生の就学・就労について聞いたとき、豊富町に残る方が非常に少ないということで驚きました。それは大学だとか専門学校に行くということが一つありますけれども、やはり豊富町で、就業を希望するもしくは、Uターン等に対する支援等について施策があるのかないか、やる気があるのかないか、この3点について伺います。以上です。

議長（千葉 久 君）

河田町長！

町長（河田 誠一 君）

鎌倉議員の1点目の商店等への企業支援対策についてお答えをいたします。

議員ご質問の趣旨にありますように、町内で営業されていた自転車屋さんや花屋さんなどが廃業され、町民の皆様には大変ご不便をおかけしており、議員の言われるように、誘致も含め企業支援は重要であると考えております。

現在、本町で実施している商工業への支援としては、平成28年度より豊富町商工業活性化事業として補助金制度を設け、町内商工業経済の活性化と、新規参入事業者の定着を図ることを目的とし、これまで行ってきております。内容は、製造業をはじめ11分野を対象に、さらには、令和4年度より運輸、郵便業を追加し、12分野を対象に店舗等の新築で1,000万円、店舗等の増改築改修で400万円、店舗等用の備品購入で400万円までを補助上限とし、助成率は40%で補助を行っております。さらに、町内における空き家店舗を賃借して使用する場合の賃借料に対して、最大60万円までの補助や、町内で新たに起業し商工会加入から1年を経過した企業、2年未満の新規起業家に対して、事業経費分として最大60万円までの補助が可能となっております。

商店の廃業や空き家店舗の状況を見ますと、町民の皆様の生活の利便性も含め、今後の商工業に対し強い危機感を持っているところであります。

町民の皆様の生活の利便性を図るため、町外の事業者を含め、補助金の活用について積極的にPRを行うとともに、さらに、起業しやすい環境整備について、商工会や関係団体の皆さんとも協議を進めさせていただきたいと考えております。

次に、2点目の町営住宅等の整備及び戸建て住宅の買上げと町営住宅化についてお答えをいたします。

公営住宅の整備につきましては、順次、個別改善を進めてきており、昨年度と今年度、沼ノ端団地、稚咲内団地の一部を改修してきております。その2団地の目処がつき次第、サロベツ団地の改修を行っていく予定としておりますが、サロベツ団地の一部については、団地内での入居者が点在している状況もあり、また、住棟の間隔が狭く密集しており、住宅付近での駐車場の整備や、雪を堆積するスペースなども少ないことから、1棟おきに除去を行う将来像を持ちながら、入居希望に沿えるよう改修整備を進めてまいりたいと考えております。

戸建て住宅を買上げて町営住宅化への施策につきましては、現在、町内で中古戸建ての住宅の需要が高く、使用できる戸建て住宅については民間で売買され、活用されている状況であります。

近年、戸建て住宅に住まわれてる方がご自宅を売却し、公営住宅に住替えをされる方も増えてきております。町が戸建て住宅を買い上げるのではなく、公営住宅の改修・整備を進めることによって、住替えのできる環境を整え、民間同士の戸建て住宅の売却を促せればと考えております。

次に3点目の就労支援等施策についてお答えをいたします。

豊富高校生の就学・就労については、大学や専門学校へ就学を希望される生徒、町外で就労を希望される生徒もおり、町内に残られる生徒が少ない状況であると認識をしております。一方、町内の各事業所においては、人材確保に努められてお

りますが、人材確保が難しい状況であるとお聞きをしており、進学希望や就職希望される職種などのミスマッチが発生していると思われます。

本町においては、管内10市町村で構成される「稚内地方通年雇用促進協議会」に加盟しており、建設業を主体とした各種資格取得の助成を同協議会を経由で行っているほか、東京圏限定ではありますが、国の地方創生推進交付金を活用したUIJターン新規就業支援事業により、労働者確保施策を実施しているところであります。

現在、豊富高校では町内企業を知っていただくための職場体験を取り入れ、町内での就業に繋げていく試みを実施していただいているところでありますが、町内の各種事業所において人材確保が厳しい状況も踏まえ、町内で就労していただくための対策などについて、豊富高校や関係機関、関係団体などの皆さんとも協議を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（千葉 久 君）

鎌倉議員、再質問？（「なし」の声あり）

9番、鎌倉議員の質問が終わりました。

以上で通告者の質問は終わりました。一般質問はこれをもって終結いたします。

それでは暫時休憩いたします。10分間。

（ベル）

（午前10時58分休憩）

（ベル）

（午前11時08分再開）

議長（千葉 久 君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程6、陳情第1号、グループホーム和ごころ施設賃貸料の減免の陳情についてを議題といたします。

ただいま議題となっております本案は、総務産業常任委員会に付託した案件であります。

委員長より委員会の審査報告が提出されておりますので、局長より朗読いたさせます。清水局長！

局長（清水 日出晃 君）

それでは、朗読いたします。

付託陳情審査報告書、本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。記、1、付託年月日、令和3年12月14日、2、件名、陳情第1号、グループホーム和ごころ施設賃貸料の減免の陳情について、3、審査の結果、採択、4、審査意見、願意妥当、5、処理方法、町長へ送付。

以上でございます。

議長（千葉 久 君）

局長の朗読が終わりました。

次に、審査計画の報告を求めます。鎌倉委員長！

9番（鎌倉 和雄 君）

委員長報告をいたします。

ただいま議題となっております、陳情第1号、グループホーム和ごころ施設賃貸料の減免の陳情につきましては、令和3年12月14日の第4回定例会において付託を受けたものであります。

審査結果とその内容についてご報告を申し上げます。

この陳情は、株式会社和ごころ代表取締役岩崎正則氏によって提出され、本委員会において審査を行ってきたところであります。この陳情書の願意といたしますところは、旧豊富町立温泉小学校を借りて、地域密着型認知症対応型共同生活介護施設を運営しているところでありますけれども、良質な介護サービスを提供するため、有資格者を配置しているものの、最低賃金法の改正、食材単価の上昇等により、高コスト化が続いているということでもあります。地域事情もあり、低廉な介護施設として利用料を低くし、利用しやすい施設として努力しているところでありますけれども、経営環境は厳しいものがあるということでもあります。施設・土地の賃借料については、今後も継続して減免していただきたい旨の陳情であります。

この陳情の付託を受けました、当総務産業常任委員会といたしましては、2月24日に常任委員会を開催し、陳情書の願意とするところについて提出者から説明を受け、各委員のご意見をいただきながら審査を進めてまいりました。その結果、本陳情については、高齢化が進む中、地域の所得事情に配慮した低廉な利用料で、収入が少ない高齢者でも入所できるなどの経営努力も認められるため、陳情の内容は十分理解できるものと判断し、単年度では経営改善は難しく、令和3年度分から賃借料の最大限3年間全額減免することで、採択すべきものとの結論に達した次第であります。

付託意見として、今後、関係機関と連携を図り、介護職員の人材確保・教育を徹底し、介護施設としての水準を高める努力を求めるとともに、町は保険者としての責任において、毎年、単年度収支報告書を提出させ、経営改善等の指導・連携を徹底していただきたいことを要望して、以上、委員長の報告とさせていただきますので、皆様のご審議をよろしくお願い申し上げます。

議長（千葉 久 君）

委員長報告が終わりましたので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

委員長の報告は採択であります。委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、陳情第1号は委員長の報告どおり採択することに決定しました。

日程7、陳情第2号、グループグループホームはまなす施設賃貸料の減免の陳情についてを議題といたします。

ただいま議題となっております本案は、総務産業常任委員会に付託した案件であります。

委員長より、委員会の審査報告が提出されておりますので、局長より朗読いたさせます。清水局長！

局長（清水 日出晃 君）

それでは朗読いたします。

付託陳情審査報告書、本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。記、1、付託年月日、令和3年12月14日、2、件名、陳情第2号、グループホームはまなす施設賃貸料の減免の陳情について、3、審査の結果、採択、4、審査意見、願意妥当、5、処理方法、町長へ送付。

以上でございます。

議長（千葉 久 君）

局長の朗読が終わりました。

次に審査計画の報告を求めます。鎌倉委員長！

9番（鎌倉 和雄 君）

審査報告いたします。

ただいま議題となっております、陳情第2号、グループホームはまなす施設賃貸料の減免の陳情につきましては、令和3年12月14日の第4回定例会において付託を受けたものであります。

審査結果とその内容についてご報告を申し上げます。

この陳情は、株式会社栄光福祉会 代表取締役 岩崎正則氏によって提出され、本委員会において審査を行ってきたところであります。

この陳情書の願意といたしますところは、旧豊富町立温泉小学校を借りて、認知症対応型共同生活介護施設を運営しているところではありますが、良質な介護サービスを提供するため有資格者を配置しているものの、最低賃金法の改正や、新型コロナウイルス感染予防対策等による高コスト化が続いている。地域事情もあり、低廉な介護施設として利用料を低くし、利用しやすい施設として努力しているが、経営環境は厳しいものがあり、施設土地の賃借料については、今後も継続して減免していただきたい旨の陳情であります。

この陳情の付託を受けました当総務産業常任委員会といたしましては、2月24日に常任委員会を開催し、陳情書の願意について、提出者から説明を受け各委員のご意見をいただきながら、審査を進めてまいりました。その結果、本陳情については、高齢化が進む中、地域の所得事情に配慮した低廉な利用料で、収入が少ない高齢者でも入所できるなどの経営努力を認められるため、陳情の内容は十分理解できるものと判断し、単年度では経営改善は難しく、令和3年度分賃貸料から、最大限3年間全額減免とすることで採択すべきものと結論に達したところであります。

付帯意見として、今後、関係機関と連携を図り、介護職員の人材確保・教育を徹底し、介護施設としての水準を高める努力を求めるとともに、町は保険者としての責任において、毎年、単年度収支報告書を提出させ、経営改善等の指導、連携を徹底していただくことを要望いたしまして、以上、委員長の報告とさせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（千葉 久 君）

委員長報告が終わりましたので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

委員長の報告は採択であります。委員長の報告どおり決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、陳情第2号は委員長の報告どおり採択することに決定しました。

日程8、町長の提出議案の理由の説明に入ります。河田町長！

町長（河田 誠一 君）

提出議案について申し上げます。

本日招集の第1回豊富町議会定例会に提案申し上げます議案につきましては、豊富町自家用有償旅客運送条例の条例制定議案が1件、議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例など、条例改正議案が7件、公の施設に係る指定管理者の指定についてが4件、豊富町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてが1件、令和3年度豊

富町一般会計並びに特別会計及び公営企業会計補正予算案が9件、令和4年度豊富町一般会計並びに特別会計及び公営企業会計予算案が9件、権利の放棄についてが1件の合わせて32件をご提案申し上げます。

なお、内容につきましては、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（千葉 久 君）

以上で町長の提出議案の理由の説明を終わります。

続いて議案の審議に入ります。

お諮りいたします。

今定例会に提案された、議案第5号から議案第12号までの議案の朗読及び、議案第18号から議案第26号までの議案の歳入歳出の内容説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第5号から議案第12号までの議案の朗読及び、議案第18号から議案第26号までの議案の歳入歳出の内容説明を省略することに決定しました。

日程9、議案第5号、議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。内容の説明を求めます。山田総務課長！

総務課長（山田 和孝 君）

議案第5号、議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。令和3年度人事院勧告を理由として、期末手当の条例の一部改正を行うものでございます。

ご審議よろしくお願いを申し上げます。

議長（千葉 久 君）

内容の説明が終わりましたので質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。議案第5号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決決定されました。

日程10、議案第6号、町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。山田総務課長！

総務課長（山田 和孝 君）

議案第6号、町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

令和3年度の人事院勧告を理由としまして、期末手当の条例の一部改正を行うものでございます。

ご審議よろしくお願いを申し上げます。

議長（千葉 久 君）

内容の説明が終わりましたので質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第6号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決決定されました。

日程11、議案第7号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。山田総務課長！

総務課長（山田 和孝 君）

議案第7号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

令和3年度の人事院勧告を理由といたしまして、期末手当の条例を一部改正するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議長（千葉 久 君）

内容の説明が終わりましたので質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第7号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決決定されました。

日程12、議案第8号、豊富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。水戸部財政課長！

財政課長（水戸部 伸也 君）

議案第8号、豊富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の制定に伴い、税額の改正を行うものでございます。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長（千葉 久 君）

内容の説明が終わりましたので質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第8号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決決定されました。

日程13、議案第9号、豊富町自家用有償旅客運送条例についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。鈴木町民課長！

町民課長（鈴木 充 君）

議案第9号、豊富町自家用有償旅客運送条例についてご説明申し上げます。

本条例につきましては、生活交通手段の確保を図ることを目的とし、稚咲内地域と豊富市街地を結ぶ路線において運行する自家用有償旅客運送について、条例を制定するものでございます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（千葉 久 君）

内容の説明が終わりましたので質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第9号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決決定されました。

日程14、議案第10号、新型コロナウイルス感染症に感染した被被用者等に対する傷病手当金の特例給付に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。小泉保健推進課長！

保健推進課長（小泉 貴裕 君）

議案第10号、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の特例給付に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この度、厚生労働省より適用期間の延長について示されたことにより、本町においても適用期間を令和4年6月30日まで延長し、引き続き傷病手当金を給付できるよう、本条例の一部を改正するものです。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長（千葉 久 君）

内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第10号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決決定されました。

日程15、議案第11号、豊富町商工業活性化事業条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。山内商工観光課長！

商工観光課長（山内 英夫 君）

議案第11号、豊富町商工業活性化事業条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

改正の主な内容は、対象業種に廃棄物処理業及び運輸業、郵便業を新たに追加するため、条例の一部を改正するものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（千葉 久 君）

内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第11号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決決定されました。

日程16、議案第12号、豊富町修学資金貸付条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。石川教育次長！

教育次長（石川 博章 君）

議案第12号、豊富町修学資金貸付条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

民法に規定する法定率の割合が改正されたことに伴い、本条例の規定を改正するものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（千葉 久 君）

内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第12号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決決定されました。

日程17、議案第13号、公の施設に係る指定管理者の指定について（兜沼農村環境改善センター）を議題といたします。

審議に入る前に、小笠原議員につきましては除斥を求めます。（小笠原議員、退席）

内容の説明を求めます。鈴木町民課長！

町民課長（鈴木 充 君）

議案第13号、公の施設に係る指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

豊富町兜沼農村環境改善センターの設置及び管理運営に関する条例第10条に基づき、豊富町兜沼農村環境改善センターの管理運営を指定管理者に行わせることとし、豊富町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条により、カブト地域連合町内会を指定管理者候補として選定しましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会での議決を求めるものでございます。

これより議案の朗読をいたします。

議案第13号、公の施設に係る指定管理者の指定について、豊富町公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める、令和4年3月10日提出、豊富町長 河田誠一、記、
1、指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地、名称、豊富町兜沼農村環境改善センター、所在地、天塩郡豊富町字兜沼、2、指定管理者となる団体の名称、名称、カブト地域連合町内会、代表者、会長 小笠原照美、所在地、天塩郡豊富町字上サロベツ715の3、3、指定期間、令和4年4月1日から令和6年3月31日まで（2カ年）。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（千葉 久 君）

内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第13号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決決定されました。

日程18、議案第14号、公の施設に係る指定管理者の指定について（豊富町共同福祉施設）を議題といたします。内容の説明を求めます。山内商工観光課長！

商工観光課長（山内 英夫 君）

議案第14号、公の施設に係る指定管理者の指定についてご説明いたします。

豊富町共同福祉施設条例第11条に基づき、豊富町共同福祉施設の指定管理を指定管理者に行わせることとし、豊富町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条により、一般社団法人豊富町観光協会を指定管理者候補と選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これより議案の朗読をいたします。

議案第14号、公の施設に係る指定管理者の指定について、豊富町公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。令和4年3月10日提出、豊富町長 河田誠一、記、
1、指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地、名称、豊富町共同福祉施設、所在地、天塩郡豊富町字東豊富、2、指定管理者となる団体等の名称、名称、一般社団法人豊富町観光協会、代表者、会長 鈴木講二、所在地、天塩郡豊富町字豊富東4条3丁目、3、指定期間、令和4年4月1日から令和6年3月31日まで（2カ年）。

以上、ご承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

議長（千葉 久 君）

内容の説明が終わりましたので質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第14号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決決定されました。

日程19、議案第15号、公の施設に係る指定管理者の指定について（豊富町農業施設）を議題といたします。

内容の説明を求めます。西村農林水産課長！

農林水産課長（西村 忠 君）

議案第15号、公の施設に係る指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

豊富町農業施設の設置並びに管理に関する条例第14条に基づき、豊富町大規模草地育成牧場及び公共草地の管理運営を指定管理者に行わせることとし、豊富町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条により、株式会社豊富町振興公社を指定管理者候補として選定しましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以下、議案の朗読をいたします。

議案第15号、公の施設に係る指定管理者の指定について、豊富町公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。令和4年3月10日提出、豊富町長 河田誠一、記、
1、指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地、1、名称、豊富町農業施設（大規模草地育成牧場）、所在地、天塩郡豊富町字上福永、2、名称、豊富町農業施設（公共草地）、所在地、天塩郡豊富町上サロベツ、2、指定管理者となる団体等の名称、名称、株式会社豊富町振興公社、代表者、代表取締役 白田浩一、所在地、天塩郡豊富町字西豊富1184番地の69、3、指定期間、令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5カ年）。

以上でございます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（千葉 久 君）

内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第15号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決決定されました。

日程20、議案第16号、公の施設に係る指定管理者の指定について（豊富町担い手会館）を議題といたします。

内容の説明を求めます。西村農林水産課長！

農林水産課長（西村 忠 君）

議案第16号、公の施設に係る指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

豊富町担い手会館設置条例第3条に基づき、豊富町担い手会館の管理運営を指定管理者に行わせることとし、豊富町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条により、豊富町第5町内会を指定 管理者候補として選定しましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以下、議案を朗読いたします。

議案第16号、公の施設に係る指定管理者の指定について、豊富町公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める、令和4年3月10日提出、豊富町長 河田誠一、記、
1、指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地、名称、豊富町担い手会館、所在地、天塩郡豊富町字上サロベツ2553番地、2、指定管理者となる団体等の名称、名称、豊富町第5町内会、代表者、会長 斎藤伸、所在地、天塩郡豊富町字豊富西4条5丁目、3、指定期間、令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5カ年）。

以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（千葉 久 君）

内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第16号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決決定されました。

日程21、議案第17号、豊富町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。山田総務課長！

総務課長（山田 和孝 君）

議案第17号、豊富町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてご説明をさせていただきます。

委員1名が令和4年3月13日をもって退任されることから、新しく委員を選任したく議会の同意を求めるものでございます。

以下、議案を朗読いたします。

議案第17号、豊富町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、豊富町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。記、選任しようとする委員、住所、天塩郡豊富町〇〇、氏名、佐藤道寛、生年月日、昭和〇年〇月〇日。

以上でございます。

ご審議よろしくお願いを申し上げます。

議長（千葉 久 君）

内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第17号、同意することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり同意議決されました。

日程22、議案第18号、令和3年度豊富町一般会計補正予算についてを議題といたします。

説明を求めます。水戸部財政課長！

財政課長（水戸部 伸也 君）

議案第18号、令和3年度豊富町一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

表紙の次のページをご覧ください。

一般会計補正予算は11回目であります。

総額に歳入歳出それぞれ1億215万7,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ63億5,826万2,000円とするものでございます。

よろしくご審議お願い申し上げます。

議長（千葉 久 君）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第18号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決決定されました。

日程23、議案第19号、令和3年度豊富町国民健康保険事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

説明を求めます。小泉保健推進課長！

保健推進課長（小泉 貴裕 君）

議案第19号、令和3年度豊富町国民健康保険事業特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

表紙の次のページをご覧ください。

国民健康保険事業特別会計補正予算は、1回目でございます。

総額に歳入歳出それぞれ2,093万1,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ6億3,535万7,000円とするものです。よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長（千葉 久 君）

説明が終わりましたので質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第19号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決決定されました。

日程24、議案第20号、令和3年度豊富町後期高齢者医療事業特別会計補正予算についてを議題といたします。説明を求めます。小泉保健推進課長！

保健推進課長（小泉 貴裕 君）

議案第20号、令和3年度豊富町後期高齢者医療事業特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

表紙の次のページをご覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計補正予算は、1回目でございます。

総額に歳入歳出それぞれ50万7,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ6,283万9,000円とするものです。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長（千葉 久 君）

説明が終わりましたので質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第20号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決決定されました。

日程25、議案第21号、令和3年度豊富町国民健康保険診療所直診勘定特別会計補正予算についてを議題といたします。

説明を求めます。皆戸診療所事務長！

診療所事務長（皆戸 朋生 君）

議案第21号、令和3年度豊富町国民健康保険診療所直診勘定特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

表紙の次のページをご覧ください。

国民健康保険診療所直診勘定特別会計補正予算は8回目でございます。

総額に歳入歳出それぞれ4,605万8,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ6億1,760万5,000円とするものでございます。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長（千葉 久 君）

説明が終わりましたので質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第21号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決決定されました。

日程26、議案第22号、令和3年度豊富町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

説明を求めます。能登屋建設課長！

建設課長（能登屋 将宏 君）

議案第22号、令和3年度豊富町簡易水道事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

表紙の次のページをお開き願います。

簡易水道事業特別会計補正予算は5回目でございます。

総額から歳入歳出それぞれ302万円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ2億3,044万9,000円とするものでございます。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（千葉 久 君）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第22号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決決定されました。

日程27、議案第23号、令和3年度豊富町下水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

説明を求めます。能登屋建設課長！

建設課長（能登屋 将宏 君）

議案第23号、令和3年度豊富町下水道事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

表紙の次のページをお開き願います。

下水道事業特別会計補正予算は3回目でございます。

総額から歳入歳出それぞれ2,282万4,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ3億2,783万6,000円とするものでございます。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（千葉 久 君）

説明が終わりましたので質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第23号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決決定されました。

日程28、議案第24号、令和3年度豊富町介護保険事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

説明を求めます。小泉保健推進課長！

保健推進課長（小泉 貴裕 君）

議案第24号、令和3年度豊富町介護保険事業特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

表紙の次のページをご覧ください。

介護保険事業特別会計補正予算は4回目でございます。

総額に歳入歳出それぞれ2,160万5,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ、5億1,617万1,000円とするものです。

よろしく審議をお願い申し上げます。

議長（千葉 久 君）

説明が終わりましたので質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第24号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決決定されました。

日程29、議案第25号、令和3年度豊富町介護サービス事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

説明を求めます。小泉保健推進課長！

保健推進課長（小泉 貴裕 君）

議案第25号、令和3年度豊富町介護サービス事業特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

表紙の次のページをご覧ください。

介護サービス事業特別会計補正予算は、3回目でございます。

総額から歳入歳出それぞれ1万2,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ224万円とするものです。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（千葉 久 君）

説明が終わりましたので質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第25号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決決定されました。

日程30、議案第26号、令和3年度豊富町ガス事業会計補正予算についてを議題といたします。

説明を求めます。山内商工観光課長！

商工観光課長（山内 英夫 君）

議案第26号、令和3年度豊富町ガス事業会計補正予算についてご説明いたします。

表紙の次のページをお開き願います。

ガス事業会計の補正予算は2回目でございます。

第2条収益的収入及び支出において、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額に19万2,000円を減額し、収入・支出それぞれの予定額を4,643万4,000円とするものでございます。

次に、第3条資本的収入及び支出において、第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額に110万円を減額し、収入・支出それぞれの予定額を330万円とするものでございます。

次に、第4条議会の議決を得なければ流用することが出来ない経費において、第7条に定めた予定額に13万円を減額し、予定額を1,680万7,000円とするものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（千葉 久 君）

説明が終わりましたので質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第26号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決決定されました。

お諮りします。

日程31、議案第27号、令和4年度豊富町一般会計予算についてから、日程39、議案第35号、令和4年度豊富町ガス事業会計予算についてまでの、令和4年度豊富町一般会計並びに各特別会計及び公営企業会計予算について、予算決算常任委員会にこれを付託して審査することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、議案第27号から議案第30号までを予算決算常任委員会に付託して審査することに決定いたしました。

日程40、議案第36号、権利の放棄についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。能登屋建設課長！

建設課長（能登屋 将宏 君）

議案第36号、権利の放棄についてご説明いたします。

水道料金債権について、債権の時効により債権回収が著しく困難であるため、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以下、議案を朗読いたします。

議案第36号、権利の放棄について、下記のとおり権利を放棄することについて地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により議会の議決を求める。

令和4年3月10日提出、豊富町長 河田誠一、記、1、放棄する権利、水道料金債権、2、放棄する債権額等、1、件数、3件、2、債権額、2万1,830円、3、放棄の理由、債権回収が著しく困難であるため、4、放棄の時期、議決の日。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（千葉 久 君）

内容の説明が終わりましたので質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第36号、原案可決することにご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決決定されました。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（べ ル）

（午前11時56分散会）